

「琵琶湖リゾートネックレス構想」の見直しについて

琵琶湖リゾートネックレス構想とは

(1) 策定の経緯

- ・ 平成2年12月、リゾート法第5条に基づく県の基本構想として、琵琶湖の美しい自然や歴史・文化資源とのふれあいを通して心の安らぎを実感し、様々な人々の交流の舞台となることを目指して策定
- ・ 昭和62年に策定した県の長期構想「湖国21世紀ビジョン」において、交流の舞台をつくることとした「新・国民休養県構想」の具現化を図る主要プロジェクトに位置付

(2) 構想の概要

- ・ 構想の対象地域（特定地域）は、琵琶湖を中心に自然的・経済的・社会的条件等を考慮し、県土の約半分に及ぶ27市町（当時）とし、特に施設整備を促進するとして地区（重点整備地区）は、県下15市町（当時）の約1万4千haに設定
- ・ 構想では民間を中心に重点整備地区に200を超える施設（特定施設）を整備し、事業費は4千億円近くを見込んだもので、リゾート法では構想を積極的に推進するため、地方税の不均一課税や政府系金融機関による融資等の支援措置を制定（現在は休廃止済）

琵琶湖リゾートネックレス構想の見直し方針

(1) 時代の変化

- ・ 構想策定以来、約20年が経過するが、この間、社会経済情勢は大きく変化し、策定当時のいわゆるバブル経済は崩壊し、その後も経済の長期低迷等により、企業の開発意欲は減退
- ・ 国民の余暇活動についても、周遊視察型の余暇活動やスキー等のスポーツ人口が減少した一方で、自然体験などの体験型余暇活動へと質的に変化
- ・ 構想策定時の情勢が大きく変化し、施設整備が予定どおりに進展しない中、他の用途への有効活用を図りたいとする地域も出現

(2) 基本方針の変更

- ・ 国は、平成16年2月にリゾート法第4条に基づく基本方針を変更し、各県に対し法第5条に基づく基本構想を抜本的に見直すこととして、適切に政策評価を行い見直しの方向性を検討すること等を通知するとともに、民間の施設整備を促進するための主な支援措置については既に休廃止済
- ・ こうしたことから、以下のとおり、本県のリゾート構想について進捗状況や成果等から評価を行い、関係市町の意向も踏まえて見直しの方向を検討

琵琶湖リゾートネックレス構想の評価

1. リゾート構想の評価

(1) 特定施設の整備状況

区 分	施設数	供用中	進捗状況
全 体	247	42	17.0%
うち民間施設	208	25	12.0%
うちその他施設	39	17	43.6%

特に、民間施設の整備進捗が低調

(2) 特定施設の利用状況

区 分	利用者数	実績 / 見込
民間施設の構想策定後10年後の利用者数(見込)	18,740千人	
民間施設の平成19年度の利用者数(実績)	3,606千人	19.2%

利用者の経年動向は、緩やかな増加傾向

(3) 特定施設の雇用状況

区 分	雇用者数	実績 / 見込
民間施設の構想策定後10年後の雇用者数(見込)	9,100人	
民間施設の平成19年度の雇用者数(実績)	553人	6.1%

雇用者の経年動向は、大きな変動無

(4) 目標の達成状況

- 琵琶湖周辺の湖南・中部湖岸地区や湖西北部地区では、主としてその他公的施設の整備が進んだことにより、親水性のレクリエーション基地としての新たな水辺空間を形成
- 湖北湖岸地区や湖西北部地区では、近年のエコツーリズムやグリーンツーリズムといった体験型の余暇活動への関心の高まりに対応して、地域の特色ある資源を活かした地域密着型の取組が展開され、魅力的な交流舞台が形成されたことにより施設の利用者数や売上額、雇用者数を押し上げるなど、地域の活性化や地域づくりに一定の成果
- 一方、バブル経済の崩壊や施設整備を促進するための支援措置が廃止されたことなどから民間事業者の開発意欲が減退し、民間施設の進捗状況が12%に留まるなど、琵琶湖を中心とするネックレス状のリゾート地を形成し、多様な生活空間を創出するまでには至っていない現状

2. リゾート構想の見直しの方向性

(1) 関係自治体の意向

今後の施設の整備予定

整備予定	市町数	備 考
無	10	
有	1	竜王町：ショッピングモール

見直しに係る意見

- 仮に構想を廃止した場合について、差し障りがあるとした市町は無

(2) 見直しの方向

- リゾート構想については、今後、具体的に整備を予定する施設があることから、引き続き取り組んでいくことも考えられるが、こうした場合には、国の基本方針の変更で通知されているとおり、特定施設については整備が確実に見込めるものに限定することをはじめ、改めて構想の目標や期限を明確に設定するとともに、その実現に向けて、人材育成等のソフト面の一層の充実や都市等との地域間交流の促進を図るなど、現在の構想を抜本的に見直しすることが必要
- リゾート法においては、施設整備は民間事業者の能力の活用に重点を置くことを基本としており、構想により施設整備が一定促進されたものの、現在その進捗状況は2割弱に留まっており、今後、既に国による主な支援措置が休廃止され大幅な進捗が見込めないなど、今回の評価で明らかとなった本県の現状からすると、現在の構想を抜本的に見直したとしても、所期の目標を達成することは困難
- 国の基本方針の変更において、「特定地域全体として整備の実現性が見込まれない場合には、基本構想を廃止する。」とされていることから、県の基本構想である「琵琶湖リゾートネックレス構想」については、廃止とすることが適当